

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>（輸出貿易管理令別表第一関係）</p> <p>第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）</p> <p>（一）（略）</p> <p>（二） 棚段塔の内部構造物であつて、次の1から3までの全てに該当するもの</p> <p>1 外径が一・八メートル以上のものであつて、二つ以上の部分に分割されているもの</p> <p>2・3（略）</p> <p>（三）（七）（略）</p> <p>十の二〇十三（略）</p> <p>十四 工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工するこ</p> | <p>（輸出貿易管理令別表第一関係）</p> <p>第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）</p> <p>（一）（略）</p> <p>（二） 棚段塔の内部構造物であつて、次の1から3までのすべてに該当するもの</p> <p>1 断面積が二・五四平方メートル以上のものであつて、二つ以上の部分に分割されているもの</p> <p>2・3（略）</p> <p>（三）（七）（略）</p> <p>十の二〇十三（略）</p> <p>十四 工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工するこ</p> |

とができるものに限る。)であつて、輪郭制御をすることが  
できる軸数が二以上の電子制御装置を取り付けることができ  
るもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの  
(ホに該当するものを除く。)

イ〜ニ (略)

ホ 工作機械であつて、次のいずれかを製造するためのみに  
設計したもの

(一)〜(三) (略)

(四) 押出機のウォーム

十五〜六十二 (略)

## 第二条 (略)

2 輸出令別表第一の三の項(二)の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜三 (略)

四 蒸留塔若しくは吸収塔であつて、塔の内径が $\text{O}\cdot\text{一}$ メートル  
を超えるもの又はこれらの部分品として設計された液体分  
配器、蒸気分配器若しくは液体収集器のうち、内容物と接触  
する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、  
裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ〜リ (略)

五・六 (略)

七 弁又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 呼び径が $\text{一O}$ A超の弁又はその部分品として設計された  
ケーシング若しくはケーシングライナーであつて、内容物  
と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構  
成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(一) ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の $\text{四O}$ パー

とができるものに限る。)であつて、輪郭制御をすることが  
できる軸数が二以上の電子制御装置を取り付けることができ  
るもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの  
(ホに該当するものを除く。)

イ〜ニ (略)

ホ 工作機械であつて、次のいずれかを製造するためのみに  
設計したもの

(一)〜(三) (略)

(四) 押出機のウォーム

十五〜六十二 (略)

## 第二条 (略)

2 輸出令別表第一の三の項(二)の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜三 (略)

四 蒸留塔若しくは吸収塔であつて、塔の断面積が $\text{O}\cdot\text{O}$ 〜 $\text{O}\cdot\text{七}$   
八五平方メートルを超えるもの又はこれらの部分品として設  
計された液体分配器、蒸気分配器若しくは液体収集器のうち  
、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する  
材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ〜リ (略)

五・六 (略)

七 呼び径が $\text{一O}$ A超の弁又はその部分品として設計されたケ  
ーシング若しくはケーシングライナーであつて、内容物と接  
触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成さ  
れ、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の $\text{四O}$ パーセン  
トを超える合金

ロ セントを超える合金

(二) ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

(三) ふっ素重合体

(四) ガラス

(五) タンタル又はタンタル合金

(六) チタン又はチタン合金

(七) ジルコニウム又はジルコニウム合金

(八) ニオブ又はニオブ合金

(九) セラミックであつて、次のいずれかに該当するもの

1 炭化けい素の含有量が全重量の八〇パーセント以上のもの

2 酸化アルミニウムの含有量が全重量の九九・九パーセント以上のもの

3 酸化ジルコニウム

ロ 呼び径が二五A以上一〇〇A以下の弁であつて、次に該当するもの（イに該当するものを除く。）

(一) 閉止部分以外のケーシング又はケーシングライナーのうち、内容物と接触する全ての部分がイ（一）から（九）までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(二) 閉止部分が交換可能なように設計されたもの  
八〇十二 (略)

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

ロ ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

ハ ふっ素重合体

ニ ガラス

ホ タンタル又はタンタル合金

ヘ チタン又はチタン合金

ト ジルコニウム又はジルコニウム合金

チ ニオブ又はニオブ合金

リ セラミックであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 炭化けい素の含有量が全重量の八〇パーセント以上のもの

(二) 酸化アルミニウムの含有量が全重量の九九・九パーセント以上のもの

(三) 酸化ジルコニウム

八〇十二 (略)

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス（ワクチンを除く。）であつて、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキー病ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キヤサナル森林病ウイルス、牛疫ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス（ロシア春夏脳炎ウイルスに限る。）、チクングニアウイルス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テツシエン病ウイルス、テュクロウイルス、 Dengue 熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイルス（H五又はH七のH抗原を有するものに限る。）、豚コレラウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、ブタエンテロウイルス九型、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウイロイド、ポワツサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグウイルス、ラツサウイルス、ランピースキン病ウイルス、リツサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス

二 細菌（ワクチンを除く。）であつて、アルゲンチネンス菌、ウエルシユ菌（イプシロン毒素産生型のものに限る。）、

一 ウイルス（ワクチンを除く。）であつて、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキー病ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キヤサナル森林病ウイルス、牛疫ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス、チクングニアウイルス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テツシエン病ウイルス、テュクロウイルス、 Dengue 熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイルス（H五又はH七のH抗原を有するものに限る。）、豚コレラウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、ブタエンテロウイルス九型、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウイロイド、ポワツサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグウイルス、ラツサ熱ウイルス、ランピースキン病ウイルス、リツサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス

二 細菌（ワクチンを除く。）であつて、アルゲンチネンス菌、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、ガス壊疽菌、Q熱リケ

ウシ流産菌、オウム病クラミジア、牛肺疫菌（小コロニー型）、コクシエラ属バーネットイイ、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌（血清型O二六、O四五、O一〇三、O一〇四、O一〇一、O一二一、O一四五及びO一五七）、発疹チフスリッケチア、バラチ菌、鼻疽菌、ブタ流産菌、ブチリカム菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌F三八株、野兎病菌又は類鼻疽菌

三 毒素（免疫毒素を除く。）であつて、アフラトキシン、アブリン、ウエルシユ菌毒素（アルファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイオタの毒素に限る。）、HT-2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性シヨック症候群毒素）、コノトキシシン、コレラ毒素、志賀毒素、ジアセトキシシルペノール毒素、T-2トキシン、テトロドトキシシン、ビスカムアルバムレクチン、ペロ毒素及び志賀毒素様リボゾーム不活化蛋白質、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン

#### 四〇七（略）

2 輸出令別表第一の三の二の項（二）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一（略）  
二 発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの  
（一）（略）  
（二）（一）に該当する発酵槽に用いるように設計された培養容器であつて、定置した状態で内部の滅菌又は

ツチア、牛肺疫菌（小コロニー型）、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌（血清型O二六、O四五、O一〇三、O一〇四、O一〇一、O一二一、O一四五及びO一五七）、発疹チフスリッケチア、バラチ菌、鼻疽菌、ブタ流産菌、ブチリカム菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌F三八株、野兎病菌又は類鼻疽菌

三 毒素（免疫毒素を除く。）であつて、アフラトキシン、アブリン、ウエルシユ菌毒素、HT-2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性シヨック症候群毒素）、コノトキシシン、コレラ毒素、ジアセトキシシルペノール毒素、赤痢菌毒素、T-2トキシン、テトロドトキシシン、ビスカムアルバムレクチン、ペロ毒素及び志賀毒素様リボゾーム不活化蛋白質、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン

#### 四〇七（略）

2 輸出令別表第一の三の二の項（二）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一（略）  
二 発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの  
（一）（略）  
（二）（一）に該当する発酵槽に用いることができるように設計された培養容器であつて、定置した状態で内

殺菌ができるもの

(三) (一)に該当する発酵槽に用いるように設計された制御装置であつて、発酵装置を制御するための二以上のパラメーターを同時に監視及び制御をすることができるもの

ロ 使い捨て式の発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) (一)に該当する発酵槽に用いるように設計された使い捨て培養容器の収容装置

(三) (一)に該当する発酵槽に用いるように設計された制御装置であつて、発酵装置を制御するための二以上のパラメーターを同時に監視及び制御をすることができるもの

三〇八 (略)

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇二 (略)

三 推進装置若しくはその部分品、モーターケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ〇へ (略)

ト 液体状、スラリー状又はゲル状の推進薬の制御装置であつて、周波数範囲が二〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が九メートル毎秒毎秒を超えらる振動に耐えることができるように設計したもの(五〇〇

部の滅菌又は殺菌ができるもの

(三) (一)に該当する発酵槽に用いることができるように設計された制御装置であつて、発酵装置を制御するための二以上のパラメーターを同時に監視又は制御をすることができるもの

ロ 使い捨て式の発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) (一)に該当する発酵槽に用いることができるように設計された使い捨て培養容器の収容装置

(三) (一)に該当する発酵槽に用いることができるように設計された制御装置であつて、発酵装置を制御するための二以上のパラメーターを同時に監視又は制御をすることができるもの

三〇八 (略)

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇二 (略)

三 推進装置若しくはその部分品、モーターケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ〇へ (略)

ト 液体状、スラリー状又はゲル状の推進薬の制御装置であつて、周波数範囲が二〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が九メートル毎秒毎秒を超えらる振動に耐えることができるように設計したもの(五〇〇

キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)又はその部分品(サーボ弁、ポンプ及びガスタービンを除く。)

チヌ (略)

ル 液体ロケット推進装置の燃焼室又はノズルであつて、前号イ(三)に該当する貨物に使用することができるもの

四・五 (略)

六 推進薬の制御装置に用いられるサーボ弁、ポンプ又はガスタービンであつて、次のイ及びロに該当するものうち、ハ、ニ又はホのいずれかに該当するもの

イヌ (略)

ニ 液体推進薬用のポンプであつて、最大動作時の軸の回転数が一分につき八、〇〇〇回転以上のもの又は吐出し圧力が七、〇〇〇キロパスカル以上のもの

ホ 液体推進薬のターボポンプ用のガスタービンであつて、最大動作時の軸の回転数が一分につき八、〇〇〇回転以上のもの

六の二 推進薬の制御装置に用いられるポンプに使用することができるラジアル玉軸受であつて、日本工業規格B一五一四―一号(転がり軸受―軸受の公差―第一部:ラジアル軸受)で定める精度が二級以上のものうち、次のイからハまでの全てに該当するもの

イヌ (略)

七 推進薬又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イヌ (略)

ホ 粒子が球形又は回転楕円体で、その径が二〇〇マイクロ

キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)又はその部分品(サーボ弁及びポンプを除く。)

チヌ (略)

(新設)

四・五 (略)

六 サーボ弁又は推進薬の制御装置に使用することができるポンプであつて、次のイ及びロに該当するものうち、ハ又はニのいずれかに該当するもの

イヌ (略)

ニ ポンプであつて、軸の回転数が一分につき八、〇〇〇回転以上のもの又は吐出し圧力が七、〇〇〇キロパスカル以上のもの

(新設)

六の二 推進薬の制御装置に使用できるポンプに使用することができるラジアル玉軸受であつて、日本工業規格B一五一四―一号(転がり軸受―軸受の公差―第一部:ラジアル軸受)で定める精度が二級以上のものうち、次のイからハまでの全てに該当するもの

イヌ (略)

七 推進薬又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イヌ (略)

ホ 粒子が球形又は回転楕円体で、その径が二〇〇マイクロ

メートル未満のアルミニウムの粉であつて、重量比による純度が九七パーセント以上のものうち、国際規格ISO 2591-1(一九八八)又はこれと同等の規格で定める測定方法により測定した径が六三マイクロメートル未満のもの、の含有量が全重量の一〇パーセント以上のもの

へ、コ (略)

エ アジ化ジメチルアミノエチル

テ ポリグリシジルニトレート

八、二十三 (略)

二十四 アナログデジタル変換用の集積回路又はアナログデジタル変換器(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)であつて、次のいずれかに該当するもの

イ アナログデジタル変換用の集積回路であつて、全吸収線量がシリコン換算で五〇万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計したもの又は次の(一)及び(二)に該当するもの

(削る)

(一) 零下五四度より低い温度から一二五度を超える温度まで使用することができるように設計したもの

(二) 気密封止したもの

ロ 電気入力型のアナログデジタル変換用の組立品又はモジュールであつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(削る)

(一) 零下四五度より低い温度から八〇度を超える温度まで使用することができるように設計したもの

メートル未満のアルミニウムの粉であつて、重量比による純度が九七パーセント以上のものうち、国際規格ISO 2591-1(一九八八)又はこれと同等の規格で定める測定方法により測定した径が六三マイクロメートル未満のもの、の含有量が全重量の一〇パーセント以上のもの

へ、コ (略)

(新設)

(新設)

八、二十三 (略)

二十四 アナログデジタル変換用の集積回路又はアナログデジタル変換器(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)であつて、次のいずれかに該当するもの

イ アナログデジタル変換用の集積回路であつて、全吸収線量がシリコン換算で五〇万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計したもの又は次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一) 分解能が八ビット以上のもの

(二) 零下五四度より低い温度から一二五度を超える温度まで使用することができるように設計したもの

(三) 気密封止したもの

ロ 電気入力型のアナログデジタル変換用の組立品又はモジュールであつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一) 分解能が八ビット以上のもの

(二) 零下四五度より低い温度から五五度を超える温度まで使用することができるように設計したもの



(二) イに該当する集積回路を組み込んだもの  
二十五～二十七 (略)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 芳香族ポリイミド（熱、放射線若しくは触媒による作用その他外部からの作用による重合化又は架橋が不可能であり、かつ、熱分解を経ずに溶融することのないものに限る。）の製品（フィルム、シート、テープ又はリボン状のものに限る。）であつて、次のいずれかに該当するもの（銅で被覆又はラミネートされたものであつて、電子回路のプリント基板用のものを除く。）

イ・ロ (略)

四 (略)

五 合金又はその粉末の製造用の装置（コンタミネーション防止対策を講じてあるものに限る。）であつて、第七号ハ（二）1から8までのいずれかに該当する方法において使用するように設計したもの

六 (略)

七 合金又はその粉末であつて、次のいずれかに該当するもの（基材の表面に定着させるコーティング用のものを除く。）

イ・ロ (略)

ハ 合金の粉末であつて、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの

(一) (略)

(二) 次のいずれかの方法によつて製造したもの  
1～7 (略)

(三) イに該当する集積回路を組み込んだもの  
二十五～二十七 (略)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 芳香族ポリイミド（熱、放射線、触媒による作用その他外部からの作用による重合化が不可能であり、かつ、熱分解を経ずに溶融することのないものに限る。）の製品（フィルム、シート、テープ又はリボン状のものに限る。）であつて、次のいずれかに該当するもの（銅で被覆若しくはラミネートされたものであつて、電子回路のプリント基板用のものを除く。）

イ・ロ (略)

四 (略)

五 合金又はその粉末の製造用の装置（コンタミネーション防止対策を講じてあるものに限る。）であつて、第七号ハ（二）1から7までのいずれかに該当する方法において使用するように設計したもの

六 (略)

七 合金又はその粉末であつて、次のいずれかに該当するもの（基材の表面に定着させるコーティング用のものを除く。）

イ・ロ (略)

ハ 合金の粉末であつて、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの

(一) (略)

(二) 次のいずれかの方法によつて製造したもの  
1～7 (略)

8| プラズマ噴霧法

(三) (略)

ニ (略)

八〇十一 (略)

十二 セラミック粉末若しくはセラミックの半製品若しくは一次製品、セラミック複合材料又はセラミックの材料となる前駆物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ チタンのほう化物を用いて製造したセラミック粉末であつて、金属不純物の含有量が全重量の〇・五パーセント未満のものうち、粒子の径の平均値が五マイクロメートル以下であり、かつ、径が一〇マイクロメートルを超える粒子の重量の合計が全重量の一〇パーセント以下であるもの

ロ〇ニ (略)

ホ セラミックの材料となる前駆物質であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ポリジオルガノシラン

(二) ポリシラザン

(三) ポリカルボシラザン

十三 重合化することができる非ふっ素化合物又は非ふっ素化合物体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 削除

(新設)

(三) (略)

ニ (略)

八〇十一 (略)

十二 セラミックの材料となる物質、セラミックの半製品若しくは一次製品又はセラミック複合材料であつて、次のいずれかに該当するもの

イ チタンのほう化物であつて、金属不純物の含有量が全重量の〇・五パーセント未満のものうち、粒子の径の平均値が五マイクロメートル以下であり、かつ、径が一〇マイクロメートルを超える粒子の重量の合計が全重量の一〇パーセント以下であるもの

ロ〇ニ (略)

ホ ポリジオルガノシラン、ポリシラザン又はポリカルボシラザン

十三 重合化することができる非ふっ素化合物又は非ふっ素化合物体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 熱可塑性の液晶共重合体であつて、一・八〇ニュートン毎平方メートルの力を加えた場合における熱変形温度が二五〇度を超えるものうち、次の(一)及び(二)からなるもの

(一) 次のいずれかに該当する物質

1| フェニレン、ビフェニレン又はナフタレン

2| メチル基、第三ブチル基又はフェニル基で置換さ

ハゝへ (略)

十四 (略)

十五 繊維又はこれを使用したプリプレグ若しくはプリフォームであつて、次のいずれかに該当するもの

イゝハ (略)

ニ 次のいずれかに該当するものからなる繊維又は当該繊維とイからハまでのいずれかに該当する繊維とを混織した繊維

(一) (略)

(二) 第十三号ニからハまでのいずれかに該当するもの

ホ (略)

十六 (略)

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。）

イゝニ (略)

ホ 液体ジェット加工をすることができる工作機械、電子ビ

れたフェニレン、ビフェニレン又はナフタレン

(二) 次のいずれかに該当する酸

1 | テレフタル酸

2 | 六ヒドロキシ二ナフトエ酸

3 | 四ヒドロキシ安息香酸

ハゝへ (略)

十四 (略)

十五 繊維又はこれを使用したプリプレグ若しくはプリフォームであつて、次のいずれかに該当するもの

イゝハ (略)

ニ 次のいずれかに該当するものからなる繊維又は当該繊維とイからハまでのいずれかに該当する繊維とを混織した繊維

(一) (略)

(二) 第十三号ロからハまでのいずれかに該当するもの

ホ (略)

十六 (略)

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。）

イゝニ (略)

ホ 液体ジェット加工をすることができる工作機械、電子ビ

- ーム加工機又はレーザー加工機であつて、次の(一)及び(二)に該当する回転軸の数が少なくとも二以上のもの
- (一) (略)
- (二) 回転軸の位置決め精度が〇・〇〇三度未満のもの
- へ (略)
- 三十一 (略)

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ ニ (略)
- ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの
- (一) (略)
- (二) デジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの
- 1 分解能が一〇ビット以上のものであつて、調整された更新速度が三、五〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの
- 2 分解能が一ニビット以上のものであつて、調整された更新速度が一、二五〇メガサンプリング毎秒を超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの
- 一・二 (略)
- へ (略)
- ト ファイルドプログラマブルロジックデバイスであつて、次のいずれかに該当するもの

- ーム加工機又はレーザー加工機であつて、次の(一)及び(二)に該当する回転軸の数が少なくとも二以上のもの
- (一) (略)
- (二) 国際規格ISO230/2(2006)で定める測定方法により測定したときの回転軸の位置決め精度が〇・〇〇三度未満のもの
- へ (略)
- 三十一 (略)

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ ニ (略)
- ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの
- (一) (略)
- (二) デジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの
- 1 分解能が一〇ビット以上のものであつて、調整された更新速度が三、五〇〇メガサンプリング毎秒以上のもの
- 2 分解能が一ニビット以上のものであつて、調整された更新速度が一、二五〇メガサンプリング毎秒以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの
- 一・二 (略)
- へ (略)
- ト ファイルドプログラマブルロジックデバイスであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) シングルエンド方式の最大デジタル入出力数が七〇〇を超えるもの

(二) シリアルトランシーバーの最大データ速度の総計が一秒あたり五〇〇ギガビット以上のもの

チヌヲ (略)

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イヌチ (略)

リ ハーモニックミキサ又はコンバータであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) スペクトラムアナライザの周波数帯域を九〇ギガヘルツ超に拡張するように設計したもの

(二) 信号発生器の動作範囲を拡張するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 周波数帯域が九〇ギガヘルツを超えるもの

2 周波数帯域が四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であつて、出力が一〇〇ミリワット(二二〇デ

イビーエム)を超えるもの

(三) ネットワークアナライザの動作範囲を拡張するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 周波数帯域が一〇ギガヘルツを超えるもの

2 周波数帯域が四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であつて、出力が三一・六二ミリワット(一

五デビービーエム)を超えるもの

3 周波数帯域が九〇ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下であつて、出力が一ミリワット(〇デビービーエム)を超えるもの

(一) シングルエンド方式の最大デジタル入出力数が五〇〇以上のもの

(二) シリアルトランシーバーの最大データ速度の総計が一秒あたり二〇〇ギガビット以上のもの

チヌヲ (略)

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イヌチ (略)

リ ハーモニックミキサ又はコンバータであつて、無線周波数分析器、周波数シンセサイザを用いた信号発生器、ネットワークアナライザ又はマイクロ波用試験受信機の周波数帯域を拡張するように設計されており、これらの装置の周波数帯域が第十二号イ、ロ若しくはハ、第十三号イ、ロ若しくはホ、第十四号又は第十五号イのいずれかに該当するように設計したもの

(四) マイクロ波用試験受信機の周波数帯域を一一〇ギガヘルツ超に拡張するように設計したもの

ヌ・ル (略)

ヲ 発振器又は発振機能を有する組立品であつて、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ以上一〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$\frac{\left[ \begin{array}{l} \text{メガヘルツ} \\ \text{で表した動} \\ \text{作周波数} \end{array} \right]}{20 \log 10} \quad -20 \log 10 \quad \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{ヘルツで表} \\ \text{した動作周} \\ \text{波数とオフ} \\ \text{セット周波} \\ \text{数の隔たり} \end{array} \right]}{-126}$$

ワ 周波数シンセサイザーを用いた組立品のうち、次のい

ヌ・ル (略)

ヲ 発振器又は発振機能を有する組立品であつて、次の(一)及び(二)に該当するように設計したもの

(一) 動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ超一〇キロヘルツ未満のいずれかの周波数帯域において、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$\frac{\left[ \begin{array}{l} \text{メガヘルツ} \\ \text{で表した動} \\ \text{作周波数} \end{array} \right]}{20 \log 10} \quad -20 \log 10 \quad \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{ヘルツで表} \\ \text{した動作周} \\ \text{波数とオフ} \\ \text{セット周波} \\ \text{数の隔たり} \end{array} \right]}{-126}$$

(二) 動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇キロヘルツ以上五〇〇キロヘルツ未満のいずれかの周波数帯域において、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$\frac{\left[ \begin{array}{l} \text{メガヘルツ} \\ \text{で表した動} \\ \text{作周波数} \end{array} \right]}{20 \log 10} \quad -20 \log 10 \quad \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{ヘルツで表} \\ \text{した動作周} \\ \text{波数とオフ} \\ \text{セット周波} \\ \text{数の隔たり} \end{array} \right]}{-114}$$

ワ 周波数シンセサイザーを用いた組立品のうち、次のい

れかに該当するもの

(一) (五) (略)

(六) 五六ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の合成出力

周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの

周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

(七) 九〇ギガヘルツを超える合成出力周波数範囲で、

周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

三〇九 (略)

十 波形記憶装置であつて、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 過渡的信号又は非周期的信号をトリガーにより取得するもの

十一 (略)

十二 スペクトラムアナライザであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘルツ以下のいずれかの周波数範囲で、三デシベルの分解能帯域幅が一〇メガヘルツを超えるもの

ロ 四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数範囲で、表示平均ノイズレベルがマイナス一五〇デ

ビービーエム毎ヘルツ未満のもの

ハ 九〇ギガヘルツを超える周波数を分析することができるもの

ニ 次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 実時間帯域幅が一七〇メガヘルツを超えるもの

(二) (略)

ホ (略)

れかに該当するもの

(一) (五) (略)

(六) 五六ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下の合成出力

周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの

周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

(七) 七五ギガヘルツを超える合成出力周波数範囲で、

周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

三〇九 (略)

十 波形記憶装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ・ロ (略)

(新設)

十一 (略)

十二 無線周波数分析器であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 三一・八ギガヘルツ超三七・五ギガヘルツ以下のいずれかの周波数範囲で、三デシベルの分解能帯域幅が一〇メガヘルツを超えるもの

ロ 四三・五ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下のいずれかの周波数範囲で、表示平均ノイズレベルがマイナス一五〇

デビービーエム毎ヘルツ未満のもの

ハ 七五ギガヘルツを超える周波数を分析することができるもの

ニ 次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 実時間帯域幅が八五メガヘルツを超えるもの

(二) (略)

ホ (略)

十三 信号発生器であつて、次のいずれかに該当するもの（二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によつて出力周波数を規定する装置を除く。）

イ 三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、次の（一）及び（二）に該当するパルス変調信号を発振するもの

（一） パルス幅が二五ナノ秒未満のもの

（二） （略）

ロ 四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、出力一〇〇ミリワット（二〇デীবೀエム）を超えるもの

ハ 次のいずれかに該当するもの

（一） （略）

（二） 四・八ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下の出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

（三） 削除

（四） 三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘルツ以下の出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が五〇〇マイクロ秒未満のもの

十三 周波数シンセサイザーを用いた信号発生器のうち、合成出力周波数の精度及び安定度が入力周波数又は当該装置の基準参照発振器によつて規定されるものであつて、次のいずれかに該当するもの（周波数シンセサイザーを用いた信号発生器であつて、二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によつて出力周波数を規定する装置を除く。）

イ 三一・八ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、次の（一）及び（二）に該当するパルス変調信号を発振するもの

（一） パルス幅が一〇〇ナノ秒未満のもの

（二） （略）

ロ 四三・五ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、出力一〇〇ミリワット（二〇デীবೀエム）を超えるもの

ハ 次のいずれかに該当するもの

（一） （略）

（二） 四・八ギガヘルツ超一〇・六ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、一・六ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

（三） 一〇・六ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が二五〇マイクロ秒未満のもの

（四） 三一・八ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が五〇〇マイクロ秒



の

(五) 三・七ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの(削る)

二 搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次のいずれかに該当するもの

(一) 三・二ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下のいずれかの出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ以上一〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる式により算定した値未満のもの(略)

(二) 三・二ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下のいずれかの出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇キロヘルツ超一〇〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$20 \log_{10} \left[ \frac{\text{メガヘルツで表した動作周波数}}{\text{メガヘルツで表した動作周波数}} \right] - 206$$

十四 ホ 最大出力周波数が九〇ギガヘルツを超えるもの  
 ネットワークアナライザであって、次のいずれかに該

未満のもの

(五) 四・三・五ギガヘルツ超五六ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

(六) 五六ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

二 搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 三・二ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下のいずれかの合成出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ超一〇キロヘルツ未満のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる式により算定した値未満のもの(略)

(二) 三・二ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下のいずれかの合成出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇キロヘルツ以上五〇〇キロヘルツ未満のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$20 \log_{10} \left[ \frac{\text{メガヘルツで表した動作周波数}}{\text{メガヘルツで表した動作周波数}} \right] - 20 \log_{10} \left[ \frac{\text{ヘルツで表した動作周波数とオフセット周波数の隔たり}}{\text{ヘルツで表した動作周波数とオフセット周波数の隔たり}} \right] - 114$$

十四 ホ 最大合成出力周波数が七五ギガヘルツを超えるもの  
 ネットワークアナライザであって、次のいずれかに該

当するもの

イ 四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下のいずれかの動作周波数帯域において、出力が三一・六二ミリワット（一五ディービーエム）を超えるもの

ロ 九〇ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下のいずれかの動作周波数帯域において、出力が一ミリワット（〇ディービーエム）を超えるもの

ハ・ニ (略)

十五〜十六の二 (略)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置（ホにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ〜ホ (略)

へ リソグラフィ装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ウエハーの処理のためのステップアンドリピート方式又はステップアンドスキヤン方式の露光装置であつて、光学方式のもの又はエックス線を用いたもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 光源の波長が一九三ナノメートル未満のもの

2 ナノメートルで表した光源の波長に〇・三五を乗じて得た数値を開口数の値で除して得た数値が四五以下のもの

(二) インプリントリソグラフィ装置であつて、四五ナノメートル以下の線幅を実現することができるもの

(三) (略)

当するもの

イ 四三・五ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下のいずれかの動作周波数帯域において、出力が三一・六二ミリワット（一五ディービーエム）を超えるもの

ロ 七五ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下のいずれかの動作周波数帯域において、出力が一ミリワット（〇ディービーエム）を超えるもの

ハ・ニ (略)

十五〜十六の二 (略)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置（ホにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ〜ホ (略)

へ リソグラフィ装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ウエハーの処理のためのステップアンドリピート方式又はステップアンドスキヤン方式の露光装置であつて、光学方式のもの又はエックス線を用いたもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 光源の波長が二四五ナノメートル未満のもの

2 ナノメートルで表した光源の波長に〇・三五を乗じて得た数値を開口数の値で除して得た数値が九五以下のもの

(二) インプリントリソグラフィ装置であつて、九五ナノメートル以下の線幅を実現することができるもの

(三) (略)

トヌヌ (略)  
十八ノ二十二 (略)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一ノ八の二 (略)

九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(次のへからツまでのいずれか、第三条第十九号ハ(二) 2又は第十条第五号イに該当するものを除く。)

イノル (略)

ヲ 民生用の携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又は同等の無線機端末であつて、次の(一)から(三)までの全てに該当するものうち、特定の民生産業用途に用いるために設計を変更したもの(暗号機能を変更していないものに限る。)

(一) 公開された又は商業用の暗号標準(無断の複製を防止するためのものであつて、公開されていないものを含む。)に準拠したもの

(二)・(三) (略)

ワ (略)

カ 無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であつて、公開された又は商業用の暗号標準を用いるものうち、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が三〇メートルを超えない範囲に限定されているもの又は八以上のデバイスに相互接続することが

トヌヌ (略)  
十八ノ二十二 (略)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一ノ八の二 (略)

九 暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(次のへからレまでのいずれか又は第三条第十九号ハ(二) 2又は第十条第五号イに該当するものを除く。)

イノル (略)

ヲ 民生用の携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又は同等の無線機端末であつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するものうち、特定の民生産業用途に用いるために設計を変更したもの(暗号機能を変更していないものに限る。)

(一) 既に公開又は市販されている暗号標準(無断の複製を防止するためのものであつて、公開されていないものを含む。)に準拠したもの

(二)・(三) (略)

ワ (略)

カ 無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であつて、公開され、若しくは市販されている暗号標準を用いるものうち、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が三〇メートルを超えない範囲に限定されているもの又は八以上のデバイスに相互接続

できないものであつて、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が一〇〇メートルを超えない範囲に限定されているもの

ヨ ロ又は次号から第十二号までのいずれかに該当する機能を有していない装置であつて、イ又はハからホまでのいずれかに該当する暗号機能全てについて、次のいずれかに該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によつて書面により確認できるものに限る。）

(一) (略)

(二) 当該暗号機能が、暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ使用可能となるもの（既に暗号機能有効化がなされたものを除く。）

タ・レ (略)

ソ ルーター、スイッチ又はリレーであつて、情報システムのセキュリティ管理機能が装置の操作、管理又は保守に関する機能に限定されており、かつ、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの

ツ 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバーであつて、情報システムのセキュリティ管理機能が次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの

(二) 次のいずれかに該当するもの

1 タに該当する中央演算処理装置において実現されているもの

2 オペレーティングシステム（第二十一条第一項第七号、第八号の二から第十号まで、第十五号又は第十七号のいずれかに該当するものを除く。）において

することができないものであつて、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が一〇〇メートルを超えない範囲に限定されているもの

ヨ 第九号ロ又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する機能を有していない装置であつて、第九号イ又はハからホまでのいずれかに該当する暗号機能全てについて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 当該暗号機能が、暗号機能有効化の手段によつてのみ使用可能となるもの（既に暗号機能有効化がなされたものを除く。）

タ・レ (略)

(新設)

(新設)

て実現されているもの

3| 装置の操作、管理又は保守に限定されているもの  
九の二 装置又は部分品であつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの（市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。）

十十三 (略)

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 音波（超音波を含む。以下この条において同じ。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 送信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（垂直方向にのみ使用することができるものであつて、プラスマイナス二〇度を超える走査機能を有していないものうち、水深の測定、水中にある物体若しくは水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群探知のみを行うもの及び音響用のビーコンであつて、緊急用のもの又は水中の任意の位置に設置することができるように設計したピンガーを除く。）

(一) 音波を利用した海底測深機であつて、次のいずれかに該当するもの

1 (略)

2 海底の地形図を作成するための水中測深機であつて、次のいずれかに該当するもの

九の二 装置、電子組立品、モジュール又は集積回路であつて、これらを用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの（市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。）

十十三 (略)

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 音波（超音波を含む。以下この条において同じ。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 送信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（垂直方向にのみ使用することができるものであつて、プラスマイナス二〇度を超える走査機能を有していないものうち、水深の測定、水中にある物体若しくは水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群探知のみを行うもの及び音響用のビーコンであつて、緊急用のもの又は水中の任意の位置に設置することができるように設計したピンガーを除く。）

(一) 音波を利用した海底測深機であつて、次のいずれかに該当するもの

1 (略)

2 海底の地形図を作成するための水中測深機であつて、次のいずれかに該当するもの

一 三〇〇メートルを超える水深で作動するように設計又は改造したものであって、走査効率が三、八〇〇メートル毎秒を超えるもの

二 (略)

3 海底の画像を作成するために設計したサイドスキヤンソナー又は合成開口ソナーであって、次の一から三までの全てに該当するもの又はこれらの装置に使用するよう設計した送受信音響アレー

一〇三 (略)

(二) ・ (三) (略)

(四) 音響送波器(送受波器を含む。)であって、個々に動作する圧電性物質からなる素子又は磁歪性、電歪性、電気力若しくは液圧力を有する素子を組み込んだもののうち、次のいずれかに該当するもの(音波の発生装置であって、電子式のもの(垂直方向にのみ使用することができるものに限る。))又は機械式若しくは化学式のものを除く。)

1 一〇キロヘルツ未満の周波数で使用することができるものであって、次のいずれかに該当するもの

一 デューテイスイクルが一〇〇パーセントの状態<sup>1</sup>で連続運転するように設計されていないものであって、自由音場における送波器の実効音響中心から基準距離にある主軸上の音圧レベルが次に掲げる式により算定した値を超えるもの

一 三〇〇メートルを超える水深で作動するように設計又は改造したものであって、走査効率が三、八〇〇を超えるもの

二 (略)

3 海底の画像を作成するために設計したサイドスキヤンソナー又は合成開口ソナーであって、次の一から三までの全てに該当するもの

一〇三 (略)

(二) ・ (三) (略)

(四) 音響送波器(個々に動作する圧電性物質、磁歪性を有するもの、電歪性を有するもの又は電気力若しくは液圧力の要素を組み込んだ送受波器を含む。)であって、次のいずれかに該当するもの(音波の発生装置であって、電子式のもの(垂直方向にのみ使用することができるものに限る。))又は機械式若しくは化学式のものを除く。)

1 一〇キロヘルツ未満の周波数で使用することができるものであって、瞬間的に送信した場合の音響出力密度が〇・〇一ミリワット毎平方ミリメートル毎ヘルツを超えるもの

10 log

ヘルツで表した  
一〇キロヘルツ  
未満の最大送波  
電圧感度

+169.77

デシベル

二 デューテイサイクルが一〇〇パーセントの状態  
で連続運転するように設計されたものであって、  
連続する自由音場における送波器の実効音響中心  
から基準距離にある主軸上の音圧レベルが次に掲  
げる式により算定した値を超えるもの

10 log

ヘルツで表した  
一〇キロヘルツ  
未満の最大送波  
電圧感度

+159.77

デシベル

2 | 削除

3 | (略)

(五)・(六) (略)

ロ (略)

二七 (略)

八 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（第十一条に該当するものを除く。）

2 | 一〇キロヘルツ未満の周波数で使用することができ  
るものであつて、連続波を送信した場合の音響出力  
密度が〇・〇〇一ミリワット毎平方ミリメートル  
毎ヘルツを超えるもの

3 | (略)

(五)・(六) (略)

ロ (略)

二七 (略)

八 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（第十一条に該当するものを除く。）

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く）。

(一)・(二) (略)

(三) ストリークカメラであつて、次のいずれかに該当するもの

1 機械式のものであつて、撮影速度が一〇ミリメートル毎マイクロ秒を超えるもの

2 電子式のものであつて、時間分解能が五〇ナノ秒未満のもの

(四)・(十) (略)

九 光学器械又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 反射鏡であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 鏡面の形状を変化させることができるものであつて、能動開口の口径が一〇ミリメートルを超えるもの

のうち、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

1 機器の共振周波数が七五〇ヘルツ以上であつて、二〇〇個を超える作動器を有するもの

2 レーザー損傷閾値が次のいずれかに該当するもの

一 持続波レーザー発振器を使用した場合に一平方センチメートル当たり一キロワットを超えるもの

二 パルス繰り返し周波数が二〇ヘルツで、パルス幅が二〇ナノ秒のレーザーパルスを使用した場合に一平方センチメートル当たり二ジュールを超えるもの

(二)・(三) (略)

(四) 二(二) 1に該当する光の走査用の反射鏡ステー

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く）。

(一)・(二) (略)

(三) ストリークカメラであつて、撮影速度が一〇ミリメートル毎マイクロ秒を超えるもの

(新設)

(新設)

(四)・(十) (略)

九 光学器械又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 反射鏡であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 一〇〇ヘルツを超える周波数で鏡面の形状を変化させることができるもの又はその部分品

(二)・(三) (略)

(四) 光の方向を制御するためのものであつて、平面度



ジのために設計された反射鏡であつて、平面度が六三・三ナノメートル以下のものうち、次のいずれかに該当するもの

1 直径又は長軸の長さが一〇〇ミリメートル以上のもの

2 次の一及び二に該当するもの

一 直径又は長軸の長さが五〇ミリメートル超一〇〇ミリメートル未満のもの

二 レーザー損傷閾値が次のいずれかに該当するもの

イ 持続波レーザー発振器を使用した場合に一方センチメートル当たり一〇キロワットを超えるもの

ロ パルス繰り返し周波数が二〇ヘルツで、パルス幅が二〇ナノ秒のレーザーパルスを使用した場合に一方センチメートル当たり二〇ジュールを超えるもの

ロ・ハ (略)  
ニ 光学器械又は光学部品の制御装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 光の走査、追尾若しくは安定化又は光共振器の調整を行うものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 直径又は長軸の長さが五〇ミリメートルを超える

反射鏡を支えるように設計された光の走査用の反射鏡ステージであつて、次の一から三までの全てに該当するもの又はそのために設計した電子制御装置

一 最大移動角距離がプラスマイナス二六ミリラジ

が三一六・五ナノメートル以下のものうち、鏡面の直径又は長軸の長さが一〇〇ミリメートルを超え、かつ、制御の帯域幅が一〇〇ヘルツを超えるもの

ロ・ハ (略)  
ニ 光学器械又は光学部品の制御装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 一〇〇ヘルツ以上の帯域幅で光の走査、追尾若しくは安定化又は光共振器の調整を行うものであつて、その精度が一〇マイクロラジアン以下のもの

アン以上のもの

二 機器の共振周波数が五〇〇ヘルツ以上のもの

三 角精度が一〇マイクロラジアン以下のもの

2 光共振器の調整を行う装置であつて、一〇〇ヘルツ以上の帯域幅及び一〇マイクロラジアン以下の精度を有するもの

(三) (略)

(削る)

九の二 (略)

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 二 (略)

ホ レーザー発振器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 反射鏡又は透過性を有する(部分的に透過する場合を含む。)光学部品若しくは電気光学部品であつて、イからニまでのいずれかに該当するレーザー発振器に使用するように設計したもの(融着型テーパファイバーコンバイナー及び多層膜誘電体グレーティングを除く。)

(三) ファイバーレーザー発振器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

1 入力ともにマルチモードファイバーを用いた融着型テーパファイバーコンバイナーであつて、次の一及び二に該当するもの

(三) (略)

(四) 直径又は長軸の長さが一メートル以上の反射鏡からなる光学系(反射光の位相を調整することができるものに限る。)の制御をするように設計したもの

九の二 (略)

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 二 (略)

ホ レーザー発振器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 反射鏡又は透過性を有する(部分的に透過する場合を含む。)光学部品若しくは電気光学部品であつて、イからニまでのいずれかに該当するレーザー発振器に使用するように設計したもの

(新設)

へ

(略)

- 一、〇〇〇ワットを超える総定格平均出力又は持続波の総定格出力（シングルモードコアを通じて伝送される出力を除く。）における挿入損失が〇・三デシベル以下に維持されるもの
- 二、入力ファイバーの数が三以上のもの
- 2| 入力にシングルモードファイバーを、出力にマルチモードファイバーを用いた融着型テーパファイバーコンバイナーであつて、次の全てに該当するもの
- 一、六〇〇ワットを超える総定格平均出力又は持続波の総定格出力における挿入損失が〇・五デシベル未満に維持されるもの
- 二、入力ファイバーの数が三以上のもの
- 三、次のいずれかに該当するもの
- イ、入力ファイバーの数が五以下であつて、出力におけるビームパラメータ積が一・五ミリメートル・ミリラジアン以下のもの
- ロ、入力ファイバーの数が五を超えるものであつて、出力におけるビームパラメータ積が二・五ミリメートル・ミリラジアン以下のもの
- 3| 多層膜誘電体グレーティングであつて、次の一及び二に該当するもの
- 一、五以上のファイバーレーザー発振器のビームをスペクトルの又はコヒーレント的に結合するために設計されたもの
- 二、持続波レーザー損傷閾値が一平方センチメートル当たり一〇キロワット以上のもの

へ

(略)

十の二〇十五 (略)

十六 光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザー  
ー発振器用の結晶であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ ーリ (略)

又 希土類元素を添加したダブルクラッドファイバーであつ  
て、次のいずれかに該当するもの

(一) レーザー波長の公称値が九七五ナノメートル以上  
一、一五〇ナノメートル以下であつて、次の1及び2  
に該当するもの (インナーガラスクラッドの直径が一  
五〇マイクロメートル超三〇〇マイクロメートル以下  
のものを除く。)

1 コアの直径の平均値が二五マイクロメートル以上  
のもの

2 コアの開口数が〇・〇六五未満のもの

(二) レーザー波長の公称値が一、五三〇ナノメートル  
を超えるものであつて、次の1及び2に該当するもの  
1 コアの直径の平均値が二〇マイクロメートル以上  
のもの

2 コアの開口数が〇・一未満のもの

第十一条 輸出令別表第一の一・二の項の経済産業省令で定める仕  
様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 削除

十の二〇十五 (略)

十六 光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザー  
ー発振器用の結晶であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ ーリ (略)

(新設)

第十一条 輸出令別表第一の一・二の項の経済産業省令で定める仕  
様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 水上船であつて、次のいずれかに該当するもの

イ エアクッション船であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) スカート型のもの (船体の全周にフレキシブルス  
カートを取り付け付けたものに限る。) であつて、有義波

四〇八  
九 削除 (略)

高が一・二五メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が三〇ノットを超えるように設計したもののうち、クッションの圧力が三、八三〇パスカルを超え、かつ、満載排水量に対する軽荷排水量の比率が七〇パーセント未満のもの

(二) 側壁型のものであって、有義波高が三・二五メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が四〇ノットを超えるように設計したもの

ロ 水中翼船であって、有義波高が三・二五メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が四〇ノット以上になるように設計したもののうち、船体の揺れ、波の状態その他のデータを測定することによって水中翼を自動的に制御する装置を有するもの

ハ 水線面積を小さくすることによって造波抵抗を減少させるように設計した船舶であって、次のいずれかに該当するもの

(一) 満載排水量が五〇〇トンを超えるものであって、有義波高が三・二五メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が三五ノットを超えるように設計したもの

(二) 満載排水量が一、五〇〇トンを超えるものであって、有義波高が四メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が二五ノットを超えるように設計したもの

四〇八  
九 第三号に該当する水上船の部分品であって、次のいずれかに該当するもの  
イ フレキシブルスカート、シール又はフィンガーであって



十〇十四 (略)

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 航空機用のガスタービンエンジンであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 第二十五条第三項第二号イからトまで及びヌのいずれか、同項第三号若しくは同項第四号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)又は第二十七条第六項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもの。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものを除く。

(一) 次の全てに該当するもの

1 (略)

2 民生用有人航空機の動力供給用ガスタービンエンジンであつて、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関から次のいずれかの文書を発行されたもの

一 型式証明

二 型式証明と同等の文書であつて、国際民間航空機関の承認を受けたもの

(二) (略)

ロ (略)

二 (略)

三 ガスタービンエンジンの組立品又はその部分品であつて、第二十五条第三項第二号イからトまで及びヌのいずれか、同項第三号若しくは同項第四号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)又は第二十七条第

超える出力を伝達することができるもの

十〇十四 (略)

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 航空機用のガスタービンエンジンであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 第二十五条第三項第二号イからトまで及びヌのいずれか、同項第三号若しくは同項第四号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)又は第二十七条第六項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもの。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものを除く。

(一) 次の全てに該当するもの

1 (略)

2 当該ガスタービンとともに、型式証明又は型式証明と同等の国際民間航空機関によつて承認された文書を受けた民間航空機に使用するように設計されたもの

(二) (略)

ロ (略)

二 (略)

三 ガスタービンエンジンの部分品であつて、第二十五条第三項第二号イからトまで及びヌのいずれか、同項第三号若しくは同項第四号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)又は第二十七条第六項各号に該当

六項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたものうち、次のいずれかに該当する航空機用のガスタービンエンジンに使用するように設計したもの

イ・ロ (略)

四 宇宙空間用の飛しよう体若しくはその打上げ用の飛しよう体又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 宇宙空間用の飛しよう体の打上げ用の飛しよう体

ロ 宇宙空間用の飛しよう体

ハ 宇宙空間用の飛しよう体のバス

ニ 宇宙空間用の飛しよう体のペイロードであつて、第六条

第二号イ(一) 4若しくは第十六号、第八条第一号イ、第

二号イ(二) 若しくは第九号ハ若しくはホ又は第九条第三

号イ若しくはロ、第四号、第六号、第八号、第九号ハ、第

九号の二、第十三号ニ、ホ、ル若しくはヲ若しくは第十号

のいずれかに該当する貨物が組み込まれたもの

ホ 宇宙空間用の飛しよう体に搭載するように設計した装置

であつて、次のいずれかの機能を有するもの

(一) 遠隔指令又は遠隔測定データ処理

(二) ペイロードデータ処理

(三) 姿勢及び軌道の制御

四の二 宇宙空間用の飛しよう体若しくはその打上げ用の飛し

よう体の制御又はこれらの作動状態の監視のために必要な装

置であつて、地上に設置するように設計したもののうち、次

のいずれかに該当するもの(宇宙空間用の飛しよう体若しく

はその打上げ用の飛しよう体の制御又はこれらの作動状態の

監視に使用するように設計したものに限る。)

イ 無線遠隔制御装置又は無線遠隔測定装置

するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたものうち、次のいずれかに該当するガスタービンエンジンに使用するように設計したもの

イ・ロ (略)

四 宇宙空間用の飛しよう体又はその打上げ用の飛しよう体

(新設)



ロ シミュレーター

五・六 (略)

七 固体ロケット推進装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 全力積が一・一メガニュートン秒を超えるもの又は燃焼器内の圧力を七メガパスカルにした状態でノズルの出口圧力を海面レベルの大気圧にした時の比推力が二・四キロニュートン秒毎キログラム以上のもの

ロ ニ (略)

八 (略)

九 ハイブリッドロケット推進装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 全力積が一・一メガニュートン秒を超えるもの

ロ (略)

十 打上げ用の飛しよう体若しくはその推進装置又は宇宙空間用の飛しよう体の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 打上げ用の飛しよう体の部分品(ノーズコーン以外のもの)にあつては、重量が一〇キログラムを超えるものに限る。  
。であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 第四条第十五号ホに該当する繊維からなる複合材料又は同条第十三号若しくは第十四号ロに該当する樹脂

(二) 金属マトリックス複合材料であつて、次のいずれかで補強されたもの

1 第四条第十二号に該当する物質

2 第四条第十五号に該当する繊維

3 第四条第七号イに該当するアルミニウムの化合物

五・六 (略)

七 固体ロケット推進装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 総推力容量が一・一メガニュートン秒を超えるもの又は燃焼器内の圧力を七メガパスカルにした状態でノズルの出口圧力を海面レベルの大気圧にした時の比推力が二・四キロニュートン秒毎キログラム以上のもの

ロ ニ (略)

八 (略)

九 ハイブリッドロケット推進装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 総推力容量が一・一メガニュートン秒を超えるもの

ロ (略)

十 打上げ用の飛しよう体若しくはその推進装置又は宇宙空間用の飛しよう体の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 打上げ用の飛しよう体の部分品(ノーズコーン以外のもの)にあつては、重量が一〇キログラムを超えるものに限る。  
。であつて、第四条第十二号又は同条第十五号に該当する金属マトリックス複合材、有機複合材、セラミックマトリックス又は金属間化合物強化材料を用いたもの

(三) 第四条第十二号に該当するセラミックマトリックス複合材料

ロ 打上げ用の飛しよう体の推進装置の部分品であつて、第五号、第七号又は前号のいずれかに該当する推進装置に使用するように設計したものであつて、次のいずれかを用いたもの

(一) 第四条第十五号ホに該当する繊維又は同条第十三号若しくは第十四号ロに該当する樹脂

(二) 金属マトリックス複合材料であつて、次のいずれかで補強されたもの

1 第四条第十二号に該当する物質

2 第四条第十五号に該当する繊維

3 第四条第七号イに該当するアルミニウムの化合物

(三) 第四条第十二号に該当するセラミックマトリックス複合材料

ハ・ニ (略)

十の二 無人航空機又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のイ又はロに該当するもの（娯楽又はスポーツの用に供する模型航空機を除く。）

イ 無人航空機であつて、操縦者の視覚に頼ることなく制御された飛行を行うよう設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 次の1及び2に該当するもの

1 最大航続時間が三〇分以上一時間未満のもの

2 一時間当たり四六・三キロメートル（二五ノット

）の速度以上の突風の中で離陸し安定した制御飛行が可能なもの

(二) 最大航続時間が一時間以上のもの

ロ 打上げ用の飛しよう体の推進装置の部分品であつて、第五号、第七号又は前号のいずれかに該当する推進装置に使用するように設計したもののうち、第四条第十二号又は同条第十五号に該当する金属マトリックス複合材、有機複合材、セラミックマトリックス又は金属間化合物強化材料を用いたもの（第六号又は第八号に掲げるものを除く。）

ハ・ニ (略)

十の二 無人航空機又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のイ又はロに該当するもの（娯楽又はスポーツの用に供する模型航空機を除く。）

イ 無人航空機であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 自律飛行することができるもの

(二) テレビモニタールによる遠隔操作等により、視認できる範囲を超えて人が飛行制御できる機能を有するもの

ロ 無人航空機の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 削除

(二) 削除

(三)・(四) (略)

十一 ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はチップシユラウドを製造するための装置又は工具（型を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 鑄造用に設計されたコア又はシエルであつて、耐熱金属製のもの又はセラミック製のもの

ハ 一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置  
十二 二十 (略)

### 第十三条 (略)

2 輸命令別表第一の一四の項（二）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 火薬若しくは爆薬の添加剤又は前駆物質となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ーチ (略)

リ 3・3ービス（アジドメチル）オキセタン又はその重合体

ヌ 3・3ービス（クロロメチル）オキセタン

ロ 無人航空機の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) イに該当する無人航空機を遠隔操作するように設計したもの

(二) 航法装置、姿勢を測定するための装置、誘導装置、姿勢制御装置又は飛行制御装置（第十条に該当するものを除く。）であつて、イに該当する無人航空機に自律飛行する機能を付与するために設計したもの

(三)・(四) (略)

十一 ガスタービンエンジンの鑄造によるブレード、ベーン又はチップシユラウドを製造するための装置又は工具（型を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ セラミック製のコア又はシエル

(新設)  
十二 二十 (略)

### 第十三条 (略)

2 輸命令別表第一の一四の項（二）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 火薬若しくは爆薬の添加剤又は前駆物質となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ーチ (略)

リ ビスアジドメチルオキセタン又はその重合体

ヌ ビスクロロメチルオキセタン

ルミ (略)  
3 (略)

(外国為替令別表関係)

第十五条 外国為替令(以下「外為令」という。)別表の二の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

四 第一条第八号ロ、第九号、第十号ロ、第十一号、第十四号、第十七号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八号まで、第三十号から第五十二号まで、第五十四号から第五十八号まで又は第六十号から第六十二号までのいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術(プログラムを除く。)のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

五 (略)

2 (略)

第十六条 外為令別表の四の項(一)の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであつて、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一 (略)

五 第三条第三号イからリまでのいずれかに該当する貨物の製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品若しくは同号イ、ロ、ト、チ若しくは又、第四号から第六号まで、第十七号から第十九号まで、第二十一号イ、第二十二

ルミ (略)  
3 (略)

(外国為替令別表関係)

第十五条 外国為替令(以下「外為令」という。)別表の二の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

四 第一条第八号ロ、第九号、第十号ロ、第十一号、第十四号、第十七号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八号まで、第三十号から第五十号まで、第五十二号、第五十四号から第五十八号まで又は第六十号から第六十二号までのいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術(プログラムを除く。)のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

五 (略)

2 (略)

第十六条 外為令別表の四の項(一)の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであつて、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一 (略)

五 第三条第三号イからリまでのいずれかに該当する貨物の製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品若しくは同号イ、ロ、ト若しくはチ、第四号から第六号まで、第十七号から第十九号まで、第二十一号イ、第二十二号若

号、第二十二号の二若しくは第二十五号のいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）

五の二〇十二（略）

2〇5（略）

第十七条 外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

2（略）

3 外為令別表の五の項（三）の経済産業省令で定める技術は、セラミック粉末又はセラミック（複合型のものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）とする。

一 セラミック粉末であつて、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ・ロ（略）

ハ 次のいずれかに該当するもの

(一)・(二)（略）

(削る)

二（略）

4・5（略）

(削る)

しくは第二十五号のいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）

五の二〇十二（略）

2〇5（略）

第十七条 外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

2（略）

3 外為令別表の五の項（三）の経済産業省令で定める技術は、セラミックの材料となる物質又はセラミック（複合型のものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）とする。

一 セラミックの材料となる物質であつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの

イ・ロ（略）

ハ 次のいずれかに該当するもの

(一)・(二)（略）

(三) 長さ $\times$ 厚さの比が五を超えるプレートレット、長さ $\times$ 直径の比が一〇を超え、かつ、直径が二マイクロ

メートル未満のウイスキー及び直径が一〇マイクロメートル未満の繊維を有するもの

二（略）

4・5（略）

6 外為令別表の五の項（六）の経済産業省令で定める技術は、芳香族ポリアミド繊維の製造に係る技術（プログラムを除く。）とする。

6 外為令別表の五の項(七)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 第四条第二号、第十二号ハ(一)若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに該当するものを設計するためのプログラム
- 二 有機物、金属又は炭素をマトリックスとする複合材料を設計するためのプログラム(前号に該当するものを除く。)

7 (略)

第二十条 外為令別表の八の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 一六 (略)
- 二 (削る)

2 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 加重最高性能が一・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三 加重最高性能が一・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演算

7 外為令別表の五の項(七)の経済産業省令で定める技術は、有機物、金属又は炭素をマトリックスとする複合材料を設計するためのプログラムとする。

8 (略)

第二十条 外為令別表の八の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 一六 (略)
- 七 削除

八 第一号から第六号までのいずれかに該当する技術(プログラムを除く。)を支援するために設計したプログラム

2 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)
- イ 加重最高性能が一・六実効テラ演算超一・〇実効テラ演算以下のデジタル電子計算機
- ロ 加重最高性能が一・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下のデジタル電子計算機

二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一・六実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三 次のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造する

以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するため  
に設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製  
造に必要な技術（プログラムを除く。）

（削る）

（削る）

四 （略）

五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分  
品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性  
能が一・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下になるも  
のを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又  
はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（  
プログラムを除く。）

六・七 （略）

（削る）

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める  
技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 （略）

二 第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのい  
ずれかに該当するもの設計又は製造に必要な技術（プログ  
ラム及び前号に該当するものを除く。）

二の二 第八条第九号から第十三号までのいずれかに該当する  
ものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三〇八の二 （略）

ために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しく  
は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ 加重最高性能が一・六実効テラ演算超一・〇実効テラ演  
算以下のデジタル電子計算機

ロ 加重最高性能が一・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演  
算以下のデジタル電子計算機

四 （略）

五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分  
品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性  
能が一・六実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下になるも  
のを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又  
はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（  
プログラムを除く。）

六・七 （略）

八 第一号から前号までに該当する技術（プログラムを除く。）  
を支援するために設計したプログラム

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める  
技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 （略）

二 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の五まで又は第  
九号から第十三号までのいずれかに該当するもの（前号に該  
当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログ  
ラムを除く。）

（新設）

三〇八の二 （略）

九 プログラムであつて、第八条第九号又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。）

十 前号に該当するものを検定するためのプログラム（公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。）

十一～十三 (略)

十四 削除

十五 第二号の二、第三号、第十二号又は第十二号の二のいずれかに該当する技術（プログラムを除く。）を支援するために設計したプログラム

十六 技術（プログラムを除く。）であつて、当該技術の暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第八条第九号又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするもの

十七 プログラムであつて、当該プログラムの暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第八条第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの

2 外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～三 (略)

九 プログラムであつて、第八条第九号又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの

十 前号に該当するものを検定するためのプログラム

十一～十三 (略)

十四 第一号又は第十一号の技術を支援するために設計したプログラム

十五 第二号から第四号まで又は第十一号の二から第十三号までの技術を支援するために設計したプログラム

十六 技術（プログラムを除く。）であつて、当該技術を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第八条第九号又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするもの

十七 プログラムであつて、当該プログラムを用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第八条第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの

2 外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～三 (略)



三の二 伝送通信装置又は電子式交換装置であつて、ロ(一)若しくは(五)若しくははニ(一)に該当するものを設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ デジタル伝送方式を用いたものであつて、五六〇ギガビット毎秒を超える総合伝送速度で使用することができるように設計したもの

ロ(一)へ (略)

四(一)十四 (略)

(削る)

3 外為令別表の九の項(三)の経済産業省令で定める技術は、通信用に設計したマイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)とする。

一 (略)

二 動作周波数が六・八ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるものうち、次のいずれかに該当するもの

イ 動作周波数が六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一〇ワット(四〇デシービーエム)を超えるもの

ロ (略)

三(一)八 (略)

4 (略)

第二十二條 (略)

三の二 伝送通信装置又は電子式交換装置であつて、ロ(一)若しくは(五)若しくははニ(一)に該当するものを設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ デジタル伝送方式を用いたものであつて、一二〇ギガビット毎秒を超える総合伝送速度で使用することができるように設計したもの

ロ(一)へ (略)

四(一)十四 (略)

十五 第三号の二、第五号、第六号、第十一号又は前号のいずれかに該当する技術(プログラムを除く。)を支援するために設計したプログラム

3 外為令別表の九の項(三)の経済産業省令で定める技術は、通信用に設計したマイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)とする。

一 (略)

二 動作周波数が六・八ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるものうち、次のいずれかに該当するもの

イ 動作周波数六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一〇ワット(四〇デシービーエム)を超えるもの

ロ (略)

三(一)八 (略)

4 (略)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 外為令別表の一〇の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 直径又は長軸の長さが一メートル以上の複数の反射鏡からなる反射鏡システムの角度と位相を維持するために設計したプログラム

4 5 6 (略)

第二十三条 (略)

2 外為令別表の一の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 5 三 (略)

四 衛星航法システムのレンジングコード(民生用を除く。)を解読するために設計されたプログラム

3 外為令別表の一の項(四)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 次のいずれかに該当するものためのプログラム(ソースコードのものに限る。)であって、第二号イからホまで又は第三号イからニまでのいずれかに該当するもの設計に係る技術(プログラムを除く。)を用いたもの

イ・ロ (略)

ハ フライバイワイヤシステム又はフライバイライトシステム

ニ 5 へ (略)

二 (略)

三 アクティブ飛行制御装置の設計に係る技術であって、次のいずれかに該当するもの

2 (略)

3 外為令別表の一〇の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

(新設)

4 5 6 (略)

第二十三条 (略)

2 外為令別表の一の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 5 三 (略)

四 全地球的衛星航法装置のレンジングコード(民生用を除く。)を解読するために設計されたプログラム

3 外為令別表の一の項(四)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 次のいずれかに該当するものためのプログラム(ソースコードのものに限る。)であって、第二号イからホまで又は第三号イからニまでのいずれかに該当するもの設計に係る技術(プログラムを除く。)を用いたもの

イ・ロ (略)

ハ フライバイワイヤ方式又はフライバイライト方式の縦装置

ニ 5 へ (略)

二 (略)

三 アクティブ飛行制御装置の設計に係る技術であって、次のいずれかに該当するもの

イ 航空機の機体若しくは飛行制御系統機器の作動状態の探知、飛行制御データの送信又はアクチュエーターの動作に対する指令のための光通信に係る技術（プログラムを除く。）であつて、フライバイライトシステムのアクティブ飛行制御装置の設計に必要なもの

ロ〜ハ (略)

ト フライバイワイヤシステムの機能要件に到達させるために必要な技術（プログラムを除く。）であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） 内部ループ制御であつて、四〇ヘルツ以上の閉ループ制御の周波数を必要とするもの

（二） 次のいずれかに該当するもの

1 飛行包絡線の範囲内において、〇・五秒以内に補正されなければ復元制御力を失う機体の不安定さを補正できるもの

2 機体状態の異常変化を補正する際に、二以上の軸の制御を結合するもの

3 二に規定する機能を実施するもの（オートパイロットを除く。）

4 迎角一八度以上、横滑り角一五度以上、ピッチレート毎秒一五度以上、ヨー・レート毎秒一五度以上又はロールレート毎秒九〇度以上るとき（離着陸時を除く。）に、機体を安定的で制御された飛行とするための技術

チ フライバイワイヤシステムの機能要件に到達させるために必要な技術（プログラムを除く。）であつて、次の（一）及び（二）を達成するためのもの

（一） フライバイワイヤシステム内でいずれか二箇所の

イ 航空機の機体若しくは飛行制御系統機器の作動状態の探知、飛行制御データの送信又はアクチュエーターの動作に対する指令のための光通信に係る技術（プログラムを除く。）であつて、フライバイライト方式のアクティブ飛行制御装置の設計に必要なもの

ロ〜ハ (略)

(新設)

(新設)

故障が連続して起きた場合であっても、機体のコントロールが失われないこと

(二) 機体の制御が失われる確率が、飛行時間当たりの故障率の十億分の一以下であること

四 ヘリコプター用の装置であつて、次のいずれかに該当するものの設計に係る技術（プログラムを除く。）又はイ若しくはロに該当するものために設計したCADプログラム  
イ 多軸のフライバイワイヤシステム又はフライバイライトシステムであつて、次に該当する機能のうち二以上を統合したもの  
(一) ～ (三) (略)

ロ・ハ (略)  
五 (略)

第二十四条 外為令別表の一二の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 エアクション船、水中翼船又は水線面積を小さくすることによつて造波抵抗を減少させるように設計した船舶であつて、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ スカート型のエアクション船（船体の全周にフレキシブルスカートを取り付けたものに限る。）であつて、次の全てに該当するもの

(一) 有義波高が一・二五メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が三〇ノットを超えるように設計されたもの

(二) クッションの圧力が三、八三〇パスカルを超える

故障が連続して起きた場合であっても、機体のコントロールが失われないこと

(二) 機体の制御が失われる確率が、飛行時間当たりの故障率の十億分の一以下であること

四 ヘリコプター用の装置であつて、次のいずれかに該当するものの設計に係る技術（プログラムを除く。）又はイ若しくはロに該当するものために設計したCADプログラム  
イ 多軸のフライバイワイヤ方式又はフライバイライト方式の操縦装置であつて、次に該当する機能のうち二以上を統合したもの  
(一) ～ (三) (略)

ロ・ハ (略)  
五 (略)

第二十四条 外為令別表の一二の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)  
(新設)

もの

(三) 満載排水量に対する軽荷排水量の比率が七〇パーセント未満のもの

ロ 側壁型のエアクッション船であつて、有義波高が三・二五メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が四〇ノットを超えるもの

ハ 水中翼船であつて、有義波高が三・二五メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が四〇ノット以上になるように設計したもののうち、船体の揺れ、波の状態その他のデータを測定することによつて水中翼を自動的に制御する装置を有するもの

ニ 水線面積を小さくすることによつて造波抵抗を減少させるように設計した船舶であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 満載排水量が五〇〇トンを超えるものであつて、有義波高が三・二五メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が三五ノットを超えるように設計したもの

(二) 満載排水量が一、五〇〇トンを超えるものであつて、有義波高が四メートル以上の場合における満載状態の速力の最大値が二五ノットを超えるように設計したもの

2

外為令別表の一の二の項(二)の経済産業省令で定める技術は、第十一条若しくは第十四条第九号若しくは第十号に該当する貨物を使用するために設計したプログラム又は第十一条第一号、第二号、第四号若しくはハ、第八号若しくは第十号若しくは第十四条第九号若しくは第十号に該当する貨物の使用(修理又はオーバーホールに係るものに限る。)に係る技術(プログラ

2

外為令別表の一の二の項(二)の経済産業省令で定める技術は、第十一条若しくは第十四条第九号若しくは第十号に該当する貨物を使用するために設計したプログラム又は第十一条第一号から第三号までのいずれか、第四号若しくはハ、第八号、第九号ホからリまでのいずれか若しくは第十号若しくは第十四条第九号若しくは第十号に該当する貨物の使用(修理又はオーバー

ラムを除く。)とする。

3 (略)

第二十五条 (略)

2 外為令別表の一三の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第三項第三号に該当する技術(プログラムを除く。)を組み込んだプログラムであつて、第十二条に該当する貨物のためのフルオーソリテーターデジタルエンジン制御システムに使用されるもの

二 (略)

三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 第十二条第十一号イ又はハに該当する貨物に使用されるプログラムであつて、一方向性凝固の材料又は単結晶の材料の成長を制御するために設計したもの

ニ・ト (略)

四 (略)

五 第十二条第四号ホ又は同条第四号の二に該当するものを使用(操作に係るものに限る。)するために設計又は改造したプログラム

3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)又はその設計のためのプログラム

一 ホールに係るものに限る。)に係る技術(プログラムを除く。)とする。

3 (略)

第二十五条 (略)

2 外為令別表の一三の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第二十五項第三号に該当する技術(プログラムを除く。)を用いたプログラムであつて、第十二条に該当するものをフルオーソリテーターデジタルエンジン制御するための装置に使用されるもの

二 (略)

三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 一方向性凝固又は単結晶の铸造を制御するために設計したもの

ニ・ト (略)

四 (略)

(新設)

3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)又はその設計のためのプログラム

イ (略)

ロ 第四条第十二号に該当する物質、同条第十五号に該当する繊維、同条第七号イに該当するアルミニウムの化合物で補強された金属マトリックス複合材料又は同条第十二号に該当するセラミックマトリックス複合材料を原材料として製造されたもの

ハ 無冷却式のタービンブレード、ベーン又はチップシュラウドであつて、一、一〇〇度以上のガス流路温度で使用するように設計されたもの

ニ (略)

フ ステーター、ベーン、ブレード、チップシール、チップシュラウド、回転ブリング、回転ブリスクリット又はスプリット

ーダクトのいずれかであつて、次の全てに該当するもの

(一) 第二十七条第六項第一号ロに該当しないもの

(二) 圧縮機又はファンのために設計されたもの

(三) 第四条第十五号ホに該当する物質及び同条第十三号に該当する樹脂を原料として製造されたもの

三 ガスタービンエンジンの部分品であつて、ガスタービンエンジンをフルオーソリティーデジタルエンジン制御システム

の設計若しくは製造に係る技術(プログラムを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラム

イ (略)

四 外為令別表の一三の項(四)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラ

イ (略)

ロ 第四条第十二号に該当する金属マトリックス複合材、セラミックマトリックス、金属間化合物若しくは金属間化合物強化材料から製造された部分品又は同条第十三号に該当する樹脂を用いて同条第十五号に該当する複合材から製造された部分品

ハ 無冷却式のブレード、ベーン、チップシュラウド又はその他の部分品であつて、一、〇五〇度以上のガス流路よどみ点温度(定常状態において海水面から離陸する場合の温度をいう。以下本号において同じ。)で使用することができるもの

ニ (略)

(新設)

フ ステーター、ベーン、ブレード、チップシール、チップシュラウド、回転ブリング、回転ブリスクリット又はスプリット

ーダクトのいずれかであつて、次の全てに該当するもの

(一) 第二十七条第六項第一号ロに該当しないもの

(二) 圧縮機又はファンのために設計されたもの

(三) 第四条第十五号ホに該当する物質及び同条第十三号に該当する樹脂を原料として製造されたもの

三 ガスタービンエンジンの部分品であつて、ガスタービンエンジンをフルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置の設計若しくは製造に係る技術(プログラムを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラム

イ (略)

四 外為令別表の一三の項(四)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラ

ムとする。

一 (略)

二 複合材料を用いたプロペラブレード又はプロップファンであつて、マツハ数0・55を超える速度において2、000キロワットを超える負荷を吸収することができるものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三 (略)

四 ガスタービンエンジンを装備した固定翼航空機のために設計された翼折りたたみシステムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)

5 (略)

第二十六条 外為令別表の一四の項の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 技術であつて、当該技術を用いることによつて、ある貨物が第十三条第十項に該当する貨物の有する機能を發揮できるように特に設計したもの

第二十七条 外為令別表の一五の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 第十四条第五号又は第五号の二に該当するものの設計又は製造に必要な技術

四 (略)

五 第三号に該当するプログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

六 第十四条第八号又は第十一号に該当するものの設計又は製

ムとする。

一 (略)

二 複合材を用いたプロペラブレード又はプロップファンであつて、マツハ数0・55を超える速度において2、000キロワットを超える負荷を吸収することができるものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三 (略)

(新設)

5 (略)

第二十六条 外為令別表の一四の項の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 プログラムであつて、当該プログラムを用いることによつてのみ、ある貨物が第十三条第十項に該当する貨物の有する機能を發揮できるように特に設計したもの

第二十七条 外為令別表の一五の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 第十四条第五号、第五号の二、第八号又は第十一号に該当するものの設計又は製造に必要な技術

四 (略)

五 第三号に該当するプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)

(新設)



造に必要な技術

七 前号に該当するプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

255 (略)

六 外為令別表の一五の項（六）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ (略)

ロ 三一五度を超える温度で使用することができると設計された有機複合材料を原料として製造されるもの

二 (略)

第二十八条 (略)

(新設)

255 (略)

六 外為令別表の一五の項（六）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ (略)

ロ 有機複合材を用いた部分品であつて、三一五度を超える温度で使用することができると設計したもの

二 (略)

第二十八条 (略)